

景観重要公共施設(景観重要道路)を指定します

岡都市計画課(☎826-1111 内線 2424)

市では、市民生活を豊かに彩る財産である自然景観や歴史景観を守り、愛着と誇りを持てる個性ある景観として活用しながら魅力あるまちづくりを行うため、平成23年度に『土浦市景観計画』を策定し、これに基づいてさまざまな事業を推進しています。

これまで、地域の良い景観を形成するために整備を進めてきた道路を、平成29年4月1日から「景観重要公共施設」として指定して『土浦市景観計画』に位置づけ、周辺の建築物など一体となった良好な景観の形成を進めます。



指定する路線

- ・土浦駅前通り
(土浦駅から亀城公園前までの駅前目抜き通り)
- ・旧城下町とその周辺地区
(亀城公園周辺の歴史の小径整備路線)

指定後はどうなるの？

- ・改修の際は、景観に配慮した道路整備を行います
(『景観計画』に定める「整備に関する事項」に基づいて道路を整備します)
- ・区間内に設置する工作物は、色彩を「ダークブラウン」にする基準を設けます
(歴史・文化景観との調和を図るため、占用などの許可基準の見直しを行います)
- ※占用許可が必要な工作物
電柱・変圧塔、郵便差出箱、公衆電話、広告塔など
(地下に埋設するものは対象外となります)

「景観重要公共施設」とは？

道路、河川、都市公園などの公共施設のうち、地域の景観上重要な施設として指定された公共施設のことをいいます。

景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可基準」を定めることができ、この基準に則って、周辺の建築物など一体となった良好な景観形成を進めることができます。占用許可を申請する場合は、事前に市との協議が必要な場合があります。

基準の適用はいつから？

平成29年4月1日から「景観重要公共施設」に指定し、新たな許可の基準が適用されます

詳しくは
ホームページを
ご覧ください▶

